

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（土木局）、財政援助団体監査（公益財団法人西宮市大谷記念美術館）、出資団体監査（西宮市土地開発公社）及び指定管理者監査（奥アンツーカ株式会社）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により公表します。

平成28年7月6日

西宮市監査委員	亀井 健
同	鈴木 雅一
同	野口 あけみ
同	山田 ますと

付 記

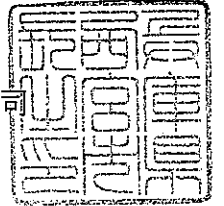
措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
土木局	平成27年11月19日	平成27年11月20日	平成28年5月27日
公益財団法人 西宮市大谷記念美術館	平成27年11月19日	平成27年11月20日	平成28年3月31日
西宮市土地開発公社	平成27年11月19日	平成27年11月20日	平成28年5月24日
奥アンツーカ株式会社	平成27年11月19日	平成27年11月20日	平成28年3月31日
措置の内容	別紙のとおり		



西地ス発 第122号
平成28年3月31日

西宮市監査委員	亀井	健	様
同	鈴木	雅一	様
同	河崎	はじめ	様
同	杉山	たかのり	様

西宮市長 今村 岳司



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 市民文化局 |
| 2 監査結果報告名 | 指定管理者監査結果報告
(奥アンツーカ株式会社) |
| 3 監査結果提出日 | 平成27年11月19日報告監第16号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

指定管理者監査報告書に基づき講じた措置
(平成 27 年 11 月 19 付報告監第 16 号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-6 頁

3 指定管理経費の収支状況

年度協定書第 2 条第 3 項の規定により、修繕費の負担金額(旧公園緑地課所管分 3,600,000 円、旧スポーツ推進課所管分 2,000,000 円)に残額が生じた場合、精算し市に返還することとなっていますが、いずれも負担額を超える金額を支出しているため、返還額は生じていません。指定管理者の負担金額を超えた修繕は、本来、市が行うべきものですが、旧公園緑地課所管分では多額の超過額が生じていました。

(講じた措置)

修繕費については、年度協定であらかじめ指定管理者の負担額を定めています。旧公園緑地課所管施設では、自動販売機やスポーツ教室といった自主事業による指定管理者の収入が比較的多くあり、それら利益の一部を施設利用者に還元することとし、指定管理者自ら修繕の必要な箇所について、迅速に対応にあたった結果、このような超過額が発生いたしました。

今後は、多額の超過額が生じないように、必要に応じて年度協定の見直しを行い、協定書に基づいた管理運営となるようにしてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-6 頁

3 指定管理経費の収支状況

備品購入費については市が負担することとなっていますが、全ての備品を市が貸与するのでは迅速な対応ができない場合があると思われます。グラウンド整備用のコートブラシなど、金額や耐用年数で消耗品との区別が難しいものについては、コスト削減や柔軟な対応が期待できるよう、備品購入のあり方について検討してください。

(講じた措置)

必要な備品を迅速に用意することは、利用者サービスの向上につながることから重要なことであると考えています。

したがって、備品購入において、指定管理者の負担額や内容等を仕様書・年度協定等であらかじめ規定するなど、指定管理者が必要な備品を協定の範囲内で購入できるよう、備品購入のあり方を検討してまいります。

5 所管部局での業務実施状況

業務の再委託は、市の承認を得て行うことができると基本協定書等で規定されており、募集要項では、自主事業を行う場合は市との協議が必要とされています。再委託や自主事業については事業計画書の中に記載されていますが、事業計画書承認の決裁はなく、承認の通知も文書ではなく口頭で行われています。承認の決裁をした上で、文書による承認通知を行ってください。

(講じた措置)

今後は、事業計画書の承認決裁及び文書での承認通知を行うよう改善を図りました。

5 所管部局での業務実施状況

募集要項には、自主事業を行う際の詳細や自動販売機の取扱いなどについて記載がありません。応募者がそれぞれのノウハウやアイデアを活かした提案ができるよう、募集要項の記載内容は十分に精査してください。

(講じた措置)

応募者から見て、指定管理業務を行う上で必要な事項については、募集要項にもれなく記載するよう改善を図ってまいります。

6 むすび

施設の管理運営については、27年度から指定管理の範囲が運動施設に限られることになり、公園内の植栽や屋外トイレなど公園施設の管理等は市が行っています。また、鳴尾浜臨海公園や甲子園浜野球場の付設駐車場は指定管理者の管理施設ではなく、他団体が管理しています。合理的かつ効率的な施設運営ができるよう、駐車場等の一体管理について検討してください。

(講じた措置)

担当課が異なるエリアや他団体が管理する付設駐車場については、問題点を整理した上で、関係する課・団体と協議して、指定管理施設として合理的で効率的な運営ができるよう検討してまいります。

6 むすび

指定管理施設に係る収支状況では、提案時と大きく異なる科目も見られます。市は、提案内容の達成状況の評価を行い、次年度以降の業務の改善に活かすよう努めてください。また、適切なモニタリングにより業務の履行状況を把握し、指定管理者に対して適切な指導・助言を行ってください。

奥アンツーカ株式会社は、市と連携・協働してサービスや利用者数の向上により一層努めてください。

(講じた措置)

「指定管理者モニタリングマニュアル」(政策局作成)に則り、収支状況・予算執行を含む業務の履行状況を確認し課題抽出等を行い、利用者サービス向上や業務改善が図られるよう指定管理者に対して指導・助言を行ってまいります。

また、今後とも市と指定管理者で連携・協働しながら、利用者満足度や利用者数の向上に努めてまいります。